

岸和田労働基準監督署発表
令和8年9月30日

【照会先】
岸和田労働基準監督署
072-498-1012

労働基準法違反の疑いで書類送検

(労働契約締結の際に労働条件を明示していなかった疑い)

令和8年9月30日、岸和田労働基準監督署（署長 かわばた 川畑 はるひさ 晴久）は、特殊清掃業を営むWORK.sの代表者を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 WORK.sの代表者（以下「被疑者」という。）

所在地 泉佐野市新安松
事業内容 特殊清掃業

2 違反条文等

労働基準法違反
同法第15条第1項
同法第120条第1号（罰則）
労働基準法施行規則第5条

3 事件の概要

被疑者は、同人の労働者に対する労働条件の決定等経営一切を統括する使用者ですが、令和7年11月6日、労働者Aとの労働契約の締結に際し、賃金の決定、計算及び支払いの方法等に関する事項について、書面を交付する方法により労働条件を明示していなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 労働基準法では、労働者との労働契約の締結に際し、賃金の決定、計算及び支払いの方法等に関する事項について、書面を交付する方法等により労働条件を明示しなければならないと定められています。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

労働基準法

(労働条件の明示)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

2 及び 3 略

(罰則)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項(第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条(第百条第三項において準用する場合を含む。))又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

二乃至五 略

労働基準法施行規則

(労働条件)

第五条 使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約(以下この条において「有期労働契約」という。)であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

- 一 労働契約の期間に関する事項

- 一の二 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間(労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間をいう。))又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)
- 一の三 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)
- 二 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- 三 賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。))の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 四 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- 四の二 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 五 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及び第八条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項
- 六 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- 七 安全及び衛生に関する事項
- 八 職業訓練に関する事項
- 九 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- 十 表彰及び制裁に関する事項
- 十一 休職に関する事項

2 使用者は、法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。

3 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。))とする。

4 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。

一 ファクシミリを利用してする送信の方法

二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。))の送信の方法(当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。))

5 及び 6 略